

公益財団法人日本スポーツ協会

日本スポーツグランプリ顕彰規程

(目的)

第1条 日本スポーツ協会は、21世紀の国民スポーツ振興の推進にあたり、国民の一人ひとりが豊かで活力のある生活・暮らしを目指し、生涯を通じたライフステージにおいて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできる、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現を目指している。

そこで、長年にわたりスポーツを実践するとともに、広く国民に感動や勇気を与える、顕著な功績をあげられた中高年齢層の個人又はグループに対して本賞を授与し、その功績をたたえ、もってより一層の生涯スポーツ振興の醸成に資する。

(対象)

第2条 長年にわたるスポーツ実践者で、現在も活動を継続し、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げ、国内外において高い評価を得た下記に該当する個人又はグループ。

ただし、原則として、オリンピック競技大会、各競技別世界選手権大会等に出場経験のある者を除く。

- (1) 当該スポーツを長年にわたり実践している個人又はグループ
- (2) 当該年齢層において世界記録等を樹立した個人又はグループ
- (3) 当該スポーツにおいて顕著な実績を挙げた個人又はグループ

2. 受賞者数は、若干の個人又はグループとする。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、総合企画委員会加盟・栄典部会員及び学識経験者をもって構成する。

委員長 1名
委員 若干名

- 2. 委員長は、理事または学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3. 委員は、会長が委嘱する。

(受賞者の決定)

第4条 受賞者は、選考委員会の審査を経て、理事会で決定する。

(表彰)

第5条 顕彰は、本会会長名による賞状及び副賞を授与して行う。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、総合企画委員会加盟栄典部会において定める。

附則 1

この規程は、平成 18 年 1 月 11 日から施行する。

附則 2

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附則 3

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。